

2 選定指標

基本方針や関連計画及び無電柱化の効果の早期発現を考慮し、効果的な整備を行うため、以下のとおり選定指標を設定しました。

表 4 選定指標

	項 目	無電柱化の必要性
防 災	緊急輸送道路	緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うもので、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と、知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路であるため
	啓開道路	啓開道路は、震災後の緊急輸送活動や救助活動を早期かつ円滑に行うもので、優先的に障害物等を取り除き、優先的に復旧させる道路であるため
	避難広場・避難施設の前面道路	災害時における避難広場や避難施設へのアクセス経路を確保するため
	災害拠点病院等の前面道路	災害拠点病院は、発災直後から重傷者を受け入れるもので、そのアクセス経路を確保するため
	災害拠点連携病院の前面道路	災害拠点連携病院は、発災直後から中傷者の受け入れや重傷者の搬送までの待機を行うもので、そのアクセス経路を確保するため
	消防署の前面道路	災害時において消火活動や救助救急活動を実施する拠点であるため
安 全 ・ 快 適	小学校周辺の通学路	児童の安全な歩行空間を確保するため
	主要駅周辺かつ生活関連経路	高齢者などの安全な歩行空間を確保するため
景 観	商店街	商店街は日々の買い物の場として、ものを売り買いするだけでなく、地域に交流とにぎわいをもたらす暮らしの広場であるため
	町田市都市計画マスタープランに位置づけのある路線	原町田中央通りや文学館通りを無電柱化し、にぎわいと交流を創出するまちづくりをするため
	町田市中心市街地まちづくり計画	原町田中央通りを含む商店街エリアの個性と魅力づくりの取組みの一つとして、無電柱化を掲げているため
	町田市景観計画	多摩境通りが景観形成誘導地区とされていて、秩序ある景観を形成するとともに、魅力的なにぎわいを創出することが必要とされているため
そ の 他	無電柱化ネットワークの形成に寄与する路線	無電柱化のネットワークを形成して、早期に無電柱化の効果を発現させるため

3 整備目標

無電柱化優先整備路線として、以下のとおり 9 路線 1 区域、約 5.3 k m を選定しました。計画期間である 2025 年度までに、無電柱化優先整備路線の整備に着手^{※1}することを整備目標とします。

表 5 無電柱化優先整備路線一覧

路線名		道路 延長 ^{※2}	区分	関連計画
効果的な整備	①町田 623 号線 (町田消防署前面道路)	約 900m	現道	町田市地域防災計画
	②町田 835 号線 (原町田中央通り)	約 320m	〃	町田市都市計画マスタープラン
	③町田 37 号線 (文学館通り)	約 340m	〃	〃
効率的な整備	④町田 3・4・9 号 高ヶ坂成瀬線	約 340m	都市計画 道路	東京における都市計画道路 の整備方針 (第四次事業化計画)
	⑤町田 3・4・34 号 本町田金森線	約 1,840m	〃	〃
	⑥町田 3・4・37 号 原町田鶴間線	約 930m	〃	〃
	⑦町田 3・4・41 号 ニュータウン幹線	約 50m	〃	〃
	⑧(仮称)相原駅東口 アクセス路	約 340m	まちづくり上 必要な路線	町田市都市計画マスタープラン
	⑨町田 3・3・28 号鶴川駅 北口線(駅前広場)	約 220m	〃	〃
	⑩鶴川駅南口市街地 再整備区域	—	〃	〃

※1 ①～③、⑧の路線は路線指定、④～⑦、⑨の路線は都市計画道路の事業認可又は道路法の指定を「整備着手」とします。⑩の区域は土地区画整理事業の事業認可等を「整備着手」とします。

※2 各路線の道路延長を指し、無電柱化の整備延長とは異なる場合があります。

※ なお、今回選定した無電柱化優先整備路線以外にも、まちづくりの状況に応じて、必要な場合は無電柱化を行います。

①町田623号線



②町田835号線



③町田37号線



④町田3・4・9号



⑤町田3・4・34号



⑥町田3・4・37号



⑦町田3・4・41号



⑧(仮称)相原駅東口アクセス路



⑨町田 3・3・28号



⑩鶴川駅南口市街地整備（区域）



第7章 無電柱化の推進に関する施策等

1 無電柱化の推進に関する施策

無電柱化の推進に関する施策等を総合的、計画的かつ迅速に推進するため、以下の事項についても積極的に実施していきます。

① 占用制限制度の適切な運用

道路法第 37 条に基づく新設電柱の占用を制限する措置について、国では緊急輸送道路を、東京都では都道等を対象に実施していることを踏まえ、市では啓開道路等を対象に制限していくことを検討します。

② 広報・啓発活動の強化

無電柱化に関する市民の理解と協力が得られるよう、事業内容や整備効果等に関する広報誌（パンフレット）等を作成し、広く周知を図ります。

③ 関係機関との連携強化

国や東京都と連携した技術検討や電線管理者との整備手法に関する協議・調整を推進します。

④ 他事業との調整

都市計画道路の整備や開発事業等が実施される際には、コスト縮減・工期短縮を図るため、同時施工が図られるよう施工時期等の調整を図ります。併せて、無電柱化事業の推進を関係機関に働きかけます。

⑤ 計画の進行管理

計画の着実な進行管理に向け、事業の進捗状況を適切に管理します。

無電柱化の整備状況や新たな整備手法の実用化、国や東京都の無電柱化に関する動向等を踏まえながら、適宜計画の見直しを図ります。

【町田市無電柱化推進計画】

発 行 : 町田市
〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22
電話 042-722-3111 (代表)

発行年月 : 2020 年 3 月

編 集 : 町田市道路部道路政策課

刊行物番号 : 19-114

